

平成 29 年度 地下水水質測定結果

1 水質に関する調査の趣旨

この調査は、水質汚濁防止法第 15 条に基づき、福岡県の区域に属する地下水について、その水質汚濁の状況、利水の状況等の諸条件を勘案し、県が国、県、市町村の計画を統一的、総合的に調整して実施したものである。

2 実施期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで。

3 測定項目

(1) 環境基準項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素、1,4-ジオキサン

(2) 要監視項目

クロロホルム、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、トルエン、キシレン、全マンガン

4 調査方法

原則として「地下水質調査方法（平成元年 9 月 14 日環水管第 189 号環境庁水質保全局長通知）」により実施した。

5 測定方法

環境基準に係る告示に定められた測定方法により実施した。

〈凡 例〉

(1) 水質測定計画に基づき、九州地方整備局、福岡県、その他 2 市 3 町が実施した測定結果をとりまとめたものである。（政令市、特例市は除く。）

(2) 測定結果は調査区分別に掲載している。

(3) 実施機関の「国」は九州地方整備局、「県」は福岡県環境部環境保全課、「市町」は当該市町を示す。

(4) 測定項目の下段の数値は環境基準値又は指針値を示す。

(5) 井戸の用途区分

「水道水源」：地下水を水源とする水道の取水井戸。

「飲用」：一般家庭又は工場・事業場の所有する井戸で、飲用に用いられている可能性のある井戸。

「生活用」：一般家庭又は工場・事業場等にあって、飲用以外の生活用に用いられており、飲用に用いられる可能性が全くない井戸。

「工業用」：冷却等の工業用水として用いられている井戸。

「その他」：上記のいずれにも分類されない井戸（例えば農業用水井戸）や用途不明の井戸。

(6) 測定値の取扱い

ア 有効数字を 2 衔とし、3 衔目以下を切り捨てる。

イ 単位は、井戸深度については [m]、その他の項目については [mg/l] とする。

ウ 井戸深度の「NA」は不明、「RA」は不特定を示す。